

○農林水産省告示第千三百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十八年十二月一日

農林水産大臣 山本 有二

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岐阜県中津川市加子母字猪谷五二七七の一五、五二七七の一九から五二七七の二二まで、五二八一の九
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の
防備

○特許庁告示第十六号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第七十九條第一号及び第二号並びに第八十一條の規定に基づき、昭和五十三年特許庁告示第二号（国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。
平成二十八年十二月一日
各号を次のように改める。

- 一 千三百三十スイス・フラン 十三万八千八百円
二 十五スイス・フラン 千六百円
三 二百スイス・フラン 二万九百円
四 三百スイス・フラン 三万三千百円

附 則

- 1 この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。
2 この告示による改正後の規定（第三号に係る部分を除く。）は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○特許庁告示第十七号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十條の規定に基づき、昭和六十年九月二十一日特許庁告示第二号（特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。
平成二十八年十二月一日

特許庁長官 小宮 義則

- 第一号中「二十一万三千円」を「二十一万三千六百円」に改める。
第二号中「十六万七千五百円」を「十六万六千七百円」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。
2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第千三百七十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六條ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年十一月十八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二條の規定に基づき、告示する。
平成二十八年十二月一日

国土交通大臣 石井 啓一

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(二) 次のとおりは、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

型式承認番号

第5438号 物件の名称 物件の型式 製造者の名称 製造者の住所
自動操舵装置 P T 900 横河電子機器株式会社 神奈川県横浜市曾谷500番地
(船首方位制御方式のもの)

○国土交通省告示第千三百七十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六條ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年十一月十八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二條の規定に基づき、告示する。
平成二十八年十二月一日

国土交通大臣 石井 啓一

型式承認番号 物件の名称 物件の型式 製造者の名称 製造者の住所
第5469号 号鐘 I W A 300 株式会社岩崎製作 大阪府大阪市生野区巽南一丁目8番28号

○国土交通省告示第千三百八十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六條ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年十一月十八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二條の規定に基づき、告示する。
平成二十八年十二月一日

国土交通大臣 石井 啓一

型式承認番号 物件の名称 物件の型式 製造者の名称 製造者の住所
第5458号 個人装具（安全 M A R G - Z 1 型 株式会社倉本産業 東京都豊島区東池袋三丁目7番4号）
灯及びおのを除く。）

○国土交通省告示第千三百八十一号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八條の規定に基づき、平成二十八年十一月十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二條の規定に基づき、告示する。
平成二十八年十二月一日

国土交通大臣 石井 啓一

型式承認番号 物件の名称 物件の型式 製造者の名称 型式変更の内容
第4868号 作業用救命衣 S M N N - 02 藤倉航装株式会社 気圧布を変更
(小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの)
(膨脹式)

○国土交通省告示第千三百八十二号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八條の規定に基づき、平成二十八年十一月十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二條の規定に基づき、告示する。
平成二十八年十二月一日

国土交通大臣 石井 啓一

型式承認番号 物件の名称 物件の型式 製造者の名称 型式変更の内容
第5150号 小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び呼吸用式以外のもの） N Q K - 13 D 型 日本救命器具株式会社 布地及びフラスナーを変更